

令和 5 年 3 月 6 日
総 務 課

阿賀野市職員の懲戒処分の公表について

地方公務員法第29条及び阿賀野市職員の懲戒処分に関する指針の規定に基づき、下記のとおり懲戒処分を行いました。

別紙のとおり再発防止に取り組めます。

記

被処分者 及び 処分内容	農業委員会事務局 局長 50 歳代男性 減給 10 分の 1（1 か月） （前民生部 市民生活課 課長） 民生部 市民生活課 係長 50 歳代男性 減給 10 分の 1（3 か月）
事案概要	民生部市民生活課係長は、令和 4 年度のし尿処理収集運搬業務委託について、契約を締結せずに業者に業務を遂行させ、未払いを発生させたもの。 また、令和 2 年度及び令和 3 年度の複合ごみ資源化処理業務委託について、契約を締結せずに業者に業務を遂行させ、未払いを発生させたもの。 農業委員会事務局局長（前民生部 市民生活課課長）は、管理監督者として、必要な業務の予算や進捗管理及び問題の把握と確認を怠ったことにより、不適正な事務処理を未然に防止することができなかったもの。
処分年月日	令和 5 年 3 月 3 日（金）
根拠規定	地方公務員法第 29 条第 1 項第 3 号並びに阿賀野市職員の懲戒処分に関する指針



阿賀野市イメージキャラクター
「ごずっちょ」

【問い合わせ】

担当：総務課 田中

電話：0250-62-2510（内線2270）

mail：somu@city.agano.niigata.jp